

答申第 1 1 2 号

平成 19 年 5 月 25 日

神戸市長

矢田立郎様

神戸市情報公開審査会

会長 佐伯彰洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について

( 答 申 )

平成 18 年 4 月 20 日付神み空推第 22 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「神戸空港使用について(料金除く)航空会社とかわしたものに係る公文書を保有していないことによる非公開決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

### 1 審査会の結論

「神戸空港使用について(料金除く)航空会社とかわしたもの」の請求について、実施機関が請求の趣旨に該当する公文書を保有していないとして非公開とした決定は、妥当である。

### 2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例に基づいて、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「神戸空港使用について(料金除く)航空会社とかわしたもの」

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、請求について、公文書を保有していないことによる非公開の決定(以下「本件決定」という。)を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、不存在とされた文書の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

### 3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 18 年 2 月 24 日付の異議申立書(以下「申立書」という。)、平成 18 年 9 月 6 日付の意見書及び平成 19 年 2 月 13 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件公文書を保有していないことによる非公開決定を取り消すとの決定を求める。

公文書公開請求日は 1 月 26 日であり、開港予定日 2 月 16 日の 20 日前で既にデモ(テスト)飛行のスケジュールも公表されていた。

みなと総局職員は、たびたび東京出張で航空会社へ訪問していた。非公開説明で当局は 1 月 26 日時点では、取り交わしたものは何もなかった、と説明していたが、既に 3 航空会社が神戸空港での就航を公表していた。当事者である神戸市に連絡なしに外部に公表するとは普通の民間会社では考えられない。また、神戸市は就航機種も特定し、着陸料収入も試算していた。公式ではない報道機関の資料で着陸料を試算し、それを公表すること等考えられない。

デモ飛行も神戸市に連絡なく 3 航空会社が神戸市と調整なしに発表することもありえない。また、開港前の空港使用(着陸料免除など)についても取り決めは必要なはずだ。当局説明者は電話で受けたようなことを示唆していたようだが、就航機種まですべて電話とは考えられない。FAX 資料やメールも現代では公文書になる。手ぶらで航空会社へ訪問することもありえないだろう。

当局理由に、「条例等に基づき行われる施設使用届書等がこれに相当する。」とあるが、

これは故意縮小解釈である。請求文は、使用届書ではなく、「航空会社と交わしたもの」とあり、交わしたもののすべてを公開すべきである。範囲が分からなければ電話などで問い合わせすべきである。

神戸市が神戸空港を使用してもらうために説明した、あるいは渡した文書はすべて該当する。また、航空会社から使用に関して渡された文書もすべて該当する。後日のことだが、神戸市が航空会社に対し、空港で使用する車について環境対策を求める文書が公開されたが、この文書は本件請求時に公開すべきである。

本件の請求日は1月26日で、開港は2月16日である。正式な届書だけが公文書ではない。意思形成過程でやり取りした文書(メモ)もあるだろうし、神戸空港への就航依頼時に渡した書類もあるだろう。東京出張で何度も航空会社に出かけている。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成18年8月21日付の非公開理由説明書、平成19年1月22日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件請求に対しては、公開請求受付日現在で、「空港使用について航空会社と交わしたもの」に該当する公文書を保有していなかったため、上記の処分を行ったものである。

地方空港の場合(国営空港を除く)、空港管理者である地方自治体が、条例や規則などにおいて、空港施設の使用にかかる手続や使用料等を定めることとなっている。

航空事業者は、空港施設を使用しようとするときは、それぞれの自治体が定める条例等の規定に則り、所定の手続を行い使用料を支払うこととなっている。

したがって、空港の使用について取り交わす文書としては、条例等に基づいて行われる施設使用届出書などがこれに相当する。

本件での請求内容は、「神戸空港使用について航空会社と交わしたもの」である。市では、「神戸空港使用について」航空会社との間で「交わした」文書としては、神戸空港の条例等に基づき提出された空港施設使用届出書などの公文書を保有している。

神戸空港の場合、これらの手続が行われたのは、本件公文書公開請求時点(平成18年1月26日)以降であり、請求時点では届出書など取得した文書はなかったため、保有していないことによる非公開決定を行った。

なお、神戸空港に就航している航空3社から提出された届出書等については、申立人が別途行った公文書公開請求に対応して公開済みである。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件申立てについて

本件の争点は、申立人が公開請求をした「神戸空港使用について(料金除く)航空会社とかわしたもの」の存否である。

## (2) 本件請求資料の存否について

実施機関によると、神戸空港の使用について交わした文書としては、神戸空港条例及び同施行規則に基づく空港施設使用届出書、着陸料納付特例確認申請書及び同特例承認書、着陸料等減額・免除申請書、空港内営業許可申請書及び同許可書（以下「空港施設使用届出書等」という。）が該当するが、これらの文書は申立人が公開請求を行った平成 18 年 1 月 26 日段階ではいずれも取得・交付していなかった。なお、空港施設使用届出書等については、申立人が平成 18 年 3 月 27 日付で「神戸空港の利用について航空会社と交わした文（航空機支援車両も含む）」を公開請求した際に、申立人に対して公開したとしている。

つぎに、空港施設使用届出書等以外の公文書の有無についてであるが、実施機関によると、航空路線の開設並びに航空管制については国土交通省が所管する事項であり、航空会社は同省に対して手続きが必要とされている。また、就航路線や運航頻度、機材構成等の神戸空港の利用に関しては、種々シミュレーションを重ねながら綿密に策定されるものと聞いており、各航空会社としても正式に对外発表するまでは極めて慎重に情報管理していたとのことであり、実施機関が神戸空港の管理者といえども、個々の情報を文書で入手することはできなかったとしている。

そのようなことから、実施機関は航空会社との間で空港利用に関して文書を取り交わしながら準備を進めたのではなく、必要に応じて実施機関が航空会社と電話連絡又は面談しながら口頭で情報を確認し、開港準備を進めたとしている。

なお、実施機関が航空会社と面談する場合には、相手方の都合を尋ねる際に、電子メールで日程調整を行うことがあったが、この程度の日程調整の文書については、公開請求された空港利用に関して交わした文書に該当しないと判断したので、公開請求そのものに関する該当文書は存在しないとしている。

また、実施機関によると、航空会社による開港前のフライトは、旅客ターミナルビルに設置された搭乗橋と就航機材とのフィッティング確認が主な目的であり、極めて技術的な事柄であることから、これに関して特に文書で航空会社と文書を取り交わす必要はなかったとのことである。さらに、飛行場外離着陸許可についても国土交通省に対して正式に手続きがとられており、実施機関としては国土交通省及び航空会社との面談の際に情報を得たため、開港前のフライトについて特段文書を交わす必要はなかったとしている。

## (3) 事情聴取の結果について

事情聴取において、空港利用に際して情報の取り扱いに極めて機微な関係があるため、実施機関は航空会社との電話連絡や直接面談によって情報を得てきたとしており、空港施設使用届出書等以外に文書で交わされたことはないとしている。

また、航空会社による開港前のフライトについても、日々の業務の中で国土交通省等の関係機関との間で一定の情報が確認できたことから、改めて文書を取り交わす必

要もなかったとしている。

審査会としては、神戸空港整備の経緯や航空会社の情報管理の実態等を聴取した結果、類稀であると思わざるを得ないが、文書が存在していることを窺わせる事実を確認することはできなかった。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 18 年 4 月 20 日	-	* 諮問書を受理
平成 18 年 8 月 21 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 18 年 8 月 23 日	第 197 回審査会	* 審議
平成 18 年 9 月 6 日	-	* 申立人から意見書を受理
平成 19 年 1 月 22 日	第 202 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 審議
平成 19 年 2 月 13 日	第 203 回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成 19 年 3 月 29 日	第 204 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 審議
平成 19 年 5 月 14 日	第 205 回審査会	* 審議